

事 務 連 絡

令和3年1月14日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿
一般社団法人 全国霊柩自動車協会会長 殿
一般社団法人 全国物流ネットワーク協会会長 殿
日本貨物運送協同組合連合会会長 殿
全国トラック交通共済協同組合連合会会長 殿
日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会会長 殿
全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会代表理事 殿

国土交通省
自動車局貨物課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を実施すべき区域の
追加を受けた対応について（依頼）

1月13日に開催された第52回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の2府5県を追加することが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

つきましては、1月8日付け事務連絡で1都3県における取組を依頼したところですが、今般、2府5県においても同様の取組を徹底いただくよう、貴傘下会員への依頼方よろしくお願いいたします。